

船舶インシデント調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年12月23日 00時50分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市坊ノ岬西北西方沖 坊ノ岬灯台から真方位284°7,200m付近 (概位 北緯31°16.0′ 東経130°08.6′)
インシデントの概要	引船第八龍弘丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年12月24日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 第八龍弘丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	296-18739大分、有限会社ムライ潜水工業
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、回航する目的で、熊本県上天草市阿村港を出港し、大分県佐伯市佐伯港に向けて坊ノ岬西北西方沖を航行していた。</p> <p>主機は、回転数毎分約800で運転されていたところ、回転速度が不安定となり、ほどなく停止した。</p> <p>船長は、本インシデント発生時、燃料フィルタ（以下「本件フィルタ」という。）のエア抜き弁を開けたところ、燃料が出なかったことから、本件フィルタを掃除し、燃料配管のエア抜きを行うため数回エアランニングを行ってエア抜きを試みたが、燃料配管から空気を抜くことができなかつたので、航行不能と判断し、海上保安庁に救援を要請した。</p> <p>本船は、巡視艇にえい航され、南さつま市久志漁港に入港した。</p> <p>主機の燃料油は、燃料油サービスタンクから燃料油沈殿槽、燃料供給ポンプ用フィルタ（2筒式ノッチワイヤ：60メッシュ）、燃料供給ポンプ、本件フィルタ（2筒式ノッチワイヤ：320メッシュ）、燃料油フィルタ（積層板式：10μ）を経て主機に供給されるようになっていた。</p>
分析	本船は、船長が、燃料系配管中のエア抜きを適切に行っていなかつたことから、主機を始動することができなかつたものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が、燃料系配管中のエア抜きを適切に行っていなかつたため、主機を始動することができなかつたことにより発

	生じたものと考えられる。
--	--------------